

総務第314号

平成27年7月13日

我孫子市公契約審議会 会長 様

我孫子市長 星野 順一郎

平成27年度労務報酬下限額について（諮問）

次の事項について我孫子市公契約条例第7条第2項の規定により諮問します。

- 平成27年度労務報酬下限額
 - 1 工事又は製造の請負契約
 - 2 工事又は製造以外の請負契約

○平成27年度労務報酬下限額 諮問案

1. 工事又は製造の請負契約

農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価(基準額)のうち、千葉県に適用される額の80%。

ただし、見習い、手元等の労働者及び年金等の受給ために賃金を調整している労働者については、工事又は製造の請負以外の契約に適用される労務報酬下限額とする。

・理由

本条例の制定にあたり、議会より段階的に導入すべきとの意見を受けて、条例の適用範囲を制定当初の野田市公契約条例を参考に修正した経緯があり、労務報酬下限額についても制定当初の野田市公契約条例を参考に公共工事設計労務単価の80%としました。

また、見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者については、それらの者を考慮した労務報酬下限額を設定しなければ、排除されてしまうことが懸念されるため、別途に労務報酬下限額を設定するものです。

2. 工事又は製造の請負以外の契約

829円

・理由

条例では、我孫子市臨時的任用職員取扱要綱(平成元年告示第108号)に定める事務補佐員に係る時間給の額及び最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を勘案するものとしていることから、事務補佐員に係る時間給の額860円と最低賃金額798円の間である829円としました。